

田原市最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の対象)

第2条 最低制限価格は、予定価格が130万円を超える工事のうち、契約担当者が指定する競争入札（総合評価落札方式による入札を除く。）に設定するものとする。

(最低制限価格の額等)

第3条 最低制限価格は、別表に掲げる工事の種類に応じ、予定価格の算出の基礎となった同表①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した合計額が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(1) 予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

3 前2項の規定にかかわらず、特別なものについては、税抜予定価格に10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で予定価格の決裁権者が定める割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

4 最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札者に対して適宜の方法により周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表

工事の種類	①	②	③	④	⑤
1 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（次項に掲げる工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
2 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（次項に掲げる工事を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
3 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
4 前3項に掲げる工事以外の工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	